

第6回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日（月）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	旧農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
議案第3号	砂川市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に向けた目標地図（素案）の作成について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第6回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第6条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、9番の猿渡万里子委員と、10番の角丸章委員です。よろしく願いいたします。

それでは早速、報告に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第1号をご説明いたします。議案の1ページをお開きください。

こちらの「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理」は、農地の権利移動になりますが、売買や賃貸借ではなく、相続による権利移動になります。相続による権利移動については、農業委員会の許可は不要ですが、農地の権利移動を把握するために、こちらの農地法第3条の3第1項に基づき農業委員会に届出書を提出することになっております。

では、内容を説明いたします。届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、東4条北6丁目17番1、公簿・現況とも畑、面積は1,892㎡、以下、記載のとおり合計4筆、面積25,784㎡で、令和5年8月23日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、娘さんである[REDACTED]が相続したもので、対象農地は自己保全されておりますが、特に作物は耕作されていません。12月7日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。18ページに、第1号図を添付してありますのでご参照いただければと思います。

以上です。

議長

只今、報告第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第2号をご説明いたします。議案の2ページをご覧ください。

まず1件目、農業者年金死亡関係届が提出されました。11月22日に[REDACTED]の[REDACTED]が亡くなられたことに伴い、娘さんである、[REDACTED]より届出がありました。こちらは、既に専決処分としましたことをご報告いたします。

続きまして2件目、農業者老齢年金裁定請求が、[REDACTED]、[REDACTED]より12月4日に提出されました。

こちらにも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員
議長

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では議案第1号をご説明いたします。議案の3ページをご覧ください。

本日、2件の案件がございます。5条申請については、これまで何度か触れてきましたので、詳細は省略させていただきますが、権利移動が伴う転用になります。

つまり、農地を売買することに加えて、その土地に家を建てたり資材置き場にするために、農地を農地以外のものになります。しかし、皆様ご存知のとおり、農地の区分は第1種農地、2種農地、3種農地などに分かれており、どの農地でも転用できるわけではありませんので、要件に照らし合わせて、慎重に判断をする必要があります。

また、申請にあたっては、例えば、転用して住宅を建てるケースであれば、家の設計図や庭、駐車場の配置図などその土地全体をどのように活用するのか、また、住宅ローンを組むのであれば、金融機関の審査は通っているのか、預貯金で対応するのであれば、残高はいくらあるのか等、転用計画が確実に実行されるかどうかを多くの資料を提出いただき確認しております。

そして、それらの審査事項は別紙資料にまとめておまして、総会の中で皆様に確認を頂きます。尚、最終的な許可権者は北海道知事になりますので、総会後に道に送付し許可を頂くのが一連の流れになります。

それでは、1番の内容に入りたいと思います。

土地所有者・譲渡人は、
転用計画者・譲受人は、
の申請です。土地の表示は、西2条北18丁目56番33、地目は公募が田で、現況が畑、面積1,351㎡の1筆です。転用目的は、物品置場や雪捨て場、通路・作業スペースの建設のためであり、農地区分は、砂川市都市計画において第一種中高層住居専用地域として用途指定されていますので、こちらの農地は第3種農地になります。図面は第2号図のとおりで、法律関係は贈与になります。

転用計画の内容について、転用期間は許可後から永年、農地の一部が斜面になっており使えませんが、雪解け後に簡易的な通路スペースと資材置き場を建設するとしております。

この案件に関する農地法第5条の審査は別紙1にまとめているとおりになります。そして、別紙1の4ページの「5の総合判断」の欄にも記載しておりますが、立地基準において、原則として許可される第3種農地と判断し、一般基準においても特に問題はありませんので、本案件については、許可相当であると認めることができます。

続きまして2番、議案の4ページをご覧ください。

土地所有者・譲渡人は、
転用計画者・譲受人は、

の申請です。土地の表示は、西1条北18丁目54番27、地目は公募、現況ともに田、面積330㎡の1筆です。

転用目的は、貸店舗及び貸駐車場の建設のためであり、農地区分は、砂川市都市計画において準住居地域として用途指定されていますので、こちらも第3種農地になります。図面は第2号図のとおり、法律関係は売買になります。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は土地代が200万円、店舗代が7,800万円の計8,000万円に対し、全額を預金で対応すること

としております。こちらについては、[]から残高証明書を提出頂き、口座に対応できる金額があることをこちらで確認しております。

[]は、不動産の管理や賃貸、売買等をメインに行う札幌市に拠点を置く法人であり、今回、本案件の土地と周辺の土地を活用し、コンビニエンスストアを入れるための貸店舗及び貸駐車場を建設するために申請がありました。建設時期は、来年4月から3か月間程度の工期で行われます。

この案件に関する農地法第5条の審査は別紙2にまとめているとおりで、4ページの「5の総合判断」の欄に記載していますが、立地基準において、原則として許可される第3種農地と判断し、一般基準においても特に問題はありませんので、本案件についても許可相当と認めることができます。

以上、議案第1号の説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい、笹島さん。

笹島委員

1番の方なのですが、差し支えなければ、贈与というかたちになっているのですが、2人の関係はどのような関係ですか。

事務局

これは、[]の自宅の裏の農地なのですが、[]自体が農家ではなくて、親が農家で相続したもので、まず活用するものがなかったということです。で、この[]の家の近所にある方なのですが、この方ですが、これは本当に内情なのですが、家族2世帯で住んでいて、物の置場が全然ない状況で、この[]の農地をなんとか利用させていただきたい。また、冬に[]の農地に雪を捨てさせてもらっているということで、いちいち「貸して」「いいよ」という遣り取りをするのであれば、「もう貴方に贈与しますよ」というかたちでこの申請が上がってきたところ。だからご近所さんという間柄であります。

笹島委員

無償ですか。

事務局

はい、そうです。

[]は「もう農地として全く使っていないので[]が使うのであれば無償であげますよ」という経過の中で申請が上がってきたので、これは売買ではなく贈与というかたちになります。

会長

よろしいですか。

笹島委員

はい、分かりました。

会長

その他何かご質問ございませんか。

全員

なし。

議長

それでは他に質問・意見がないようですので、本件は提案のとおり判断してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、許可相当と意見を付して、道に進達することといたします。

続きまして、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」案件が多いため、まず、1番から4番まで、事務局より説明願います。

事務局

では議案第2号をご説明いたします。議案の5ページをご覧ください。

まず1番、再契約の案件です。計画番号は令和5年度貸4号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、垣野芳博さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は、[]、農地の所在等は一の沢74-3の内、地目は公募が原野で現況が畑、面積2,864㎡、以下、記載のとおり

り3筆、14,250 m²、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額25,000円、これは地積に単価1,750円を乗じた額、支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間、法律関係は賃貸借、図面は第3号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙3の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、6ページをご覧ください。2番、再契約の案件です。計画番号は令和5年度賃5号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、垣野芳博さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX、農地の所在等は一の沢52-1の内、地目は公募・現況とも畑、面積11,900 m²、以下、記載のとおり3筆、51,870 m²、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額125,000円、これは地積に単価2,400円を乗じた額、支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間、法律関係は賃貸借、図面は第3号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙4の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、7ページをご覧ください。3番、再契約の案件です。計画番号は令和5年度賃6号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、猿渡万里子さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は焼山

202-1の内、地目は公募が原野で現況が田、面積1,706 m²、以下、記載のとおり5筆、12,511 m²、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額154,700円、これは水張面積に単価13,000円を乗じた額、支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間、法律関係は賃貸借、図面は第4号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙5の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、8ページをご覧ください。4番、こちらは新規の案件です。計画番号は令和5年度賃7号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は

焼山315、地目は公募が宅地で現況が畑、面積198.34 m²、以下、記載のとおり3筆、12,518.34 m²、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額32,000円、これは地積に単価2,500円を乗じた額、支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和7年12月31日までの1年11か月、法律関係は賃貸借、図面は第5号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙6の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

受け手のXXXXXXXXXXについては、令和4年4月から現在まで砂川市農政課の地域おこし協力隊として活動しておりまして、昨年の7月から関尾会長の下で研修をしておりまして。そしてこの度、XXXXXXXXXXと賃貸借を結ぶこととなりました。協力隊としては来年の3月末をもって退任し、今後は一農業者として経営を行っていく予定です。

XXXXXXXXXXは会長の下でミニトマトとトマトを行っておいりましたので、まず、売買を前提としてXXXXXXXXXXから賃貸借を行った農地で、ミニトマトとトマトを栽培して、ゆくゆくは拡大、別の作物も栽培していく予定です。

非常にバイタリティがある方なので、皆さんも応援していただければと思います。

議長

以上、1番から4番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。只今、議案第2号の1番から4番まで説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

事務局

続きまして、議案第2号の5番から8番まで、事務局より説明願ひます。

では、ご説明いたします。まず、9ページをご覧ください。5番、再契約の案件です。計画番号は令和5年度使4号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は北吉野町258番の内、地目は公募が畑で現況が田、面積1,006㎡、以下、記載のとおり11筆、61,359.85㎡、対価は無償、期間は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間、法律関係は使用貸借、図面は第6号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙7の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

こちらの案件は、今年6月の総会において、売買を前提として賃貸借を結んでいましたが、年内に農地の分筆が終わらなかったため、終わるまでの繋ぎとして、使用貸借を結ぶものになりますので補足させていただきます。

次に、10ページをご覧ください。6番、再契約の案件です。計画番号は令和5年度使5号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、角丸章さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は東豊沼254番1の内、地目は公募・現況とも田、面積8,424.27㎡、以下、記載のとおり4筆、17,684.27㎡、対価は無償、期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間、法律関係は使用貸借、図面は第7号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙8の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、11ページをご覧ください。7番、再契約の案件です。計画番号は令和5年度使6号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、片桐幸示さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は東豊沼240番、地目は公募が畑で現況が田、面積7,104㎡、以下、記載のとおり5筆、28,069㎡、対価は無償、期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間、法律関係は使用貸借、図面は第7号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙9の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、12ページをご覧ください。8番、再契約の案件です。計画番号は令和5年度使7号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、片桐幸示さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は東豊沼247番1の内、地目は公募が畑で現況が田、面積3,464㎡、以下、記載のとおり5筆、22,592㎡、対価は無償、期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間、法律関係は使用貸借、図面は第7号図に示しています。この

案件の要件確認は、別紙 10 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

議長 以上、5 番から 8 番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。
只今、議案第 2 号の 5 番から 8 番まで説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい、笹島委員。

笹島委員 6、7、8 につきまして、これは売買前提というかたちのものではないのでしょうか。

事務局 売買前提ではないです。

笹島委員 はい。

会長 その他に質問ありませんか。

全員 なし。

議長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 2 号の 9 番を審議いたしますが、受け手が [] となっておりますので、農業委員会法第 31 条に規定されている「議事参与の制限」により、[] は、審議終了までご退席をお願いします。

< [] 退席 >

それでは、事務局より提案願ひます。

事務局 では、ご説明いたします。議案の 13 ページをご覧ください。

9 番、再契約の案件です。計画番号は令和 5 年度貸 8 号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、猿渡万里子さん、出し手・貸主は、[]、[]、受け手・借主は、[]、[]、農地の所在等は晴見 1 条北 11 丁目 100、地目は公募が畑で現況が田、面積 28,016 m²、以下、記載のとおり 4 筆、36,643 m²、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額 151,250 円、これは水張面積に単価 5,000 円を乗じた額、支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間、法律関係は賃貸借、図面は第 8 号図に示しています。この案件の要件確認は、別紙 11 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。以上です。

議長 只今、議案第 2 号の 9 番の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで [] に着席していただきます。

< [] 着席 >

それでは、続きまして議案第 3 号「砂川市地域農業経営基盤強化促進計画、地域計画の策定に向けた目標地図、素案の作成について」農政課 児玉係長より提案願ひます。

農政課 別紙 12 に沿って説明。

議長 只今、議案第 3 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい。

渡部委員 市の戦略会議で、白地を青にして欲しい部分について嘆願をしたのですが、この目標地図については、青も白も何も変わらないのですか。

農政課
渡部委員 そうですね。
白地のところを、今後、青に変えると、基盤整備とかも絡んでくるとは思うのだけど、青に変えてくれっていう要望があるものだから。

農政課 それは農用地区域から除外する場合は制限があるのですが、地域計画の中で農用地を外すには、一度外さなければなりません、入れる場合は特段ないです。

渡部委員 入れるのには特段ないと。
農政課 農用地区域を外す場合は、もしそこが地域計画に入っていた場合は、地域計画から一度外してから農用地区域を外す必要がありますが、後で加える場合についての制限はないと思います。

事務局長 今、入っていない場所が、白地の箇所も全部アンケート調査をとることになっていますが、アンケートをとって、それを今後どうするかという表の中には、これは農振農用地区域内を基本として作るものだから、入っていないところは基本的には載せないことにはなります。

渡部委員 農地なのでしょうけれども、もう誰もやり手がいない、将来的に離れていくし、アンケートの回収もなかなかできなかつたり。今年の夏に [] を見に行ったじゃないですか、ああいうところでやってくれば一番いいのかなと思ったのですが、今後どうなのか、その辺、煮詰まっていなみたいですし、一番最後の頁の青の中に、そういうものが入ってくるとまた青で対応だし、西とか東豊沼とかだったら、奈井江の人もやりたいとなったら含めて、その段階で、ぱっと外すという。

農政課 新ためて計画の変更が必要になってくるかなど。入ってくるのであれば。
事務局長 奈井江の方、もう既に何名かは東豊沼に入りたいと言っているの、認定農業者になっていらっしゃると思います。その方々は全員既に入っていることが前提で作られるはずなので。その方が規模拡大を砂川でされてしまう場合は農業委員会に求めれば同じように対処します。

もう一度説明しますが、この青の中の、いま児玉が申し上げましたのは、この青の目標地図上の表示というのが、基本的には今の経営主をそのままスライドさせましょうという考え方なのです。そうすると、誰でも当たるというかたちではなくなってしまうので、誰でも受け入れるという訳ではないのですが、認定農家とか、基準に達していると思込まれる方、法人とかが入れるようなかたちで、特定の名前を出さないでいいようなものを作って下さいということが認められているので、そういうかたちで評定していくと。ただ、皆さんにアンケートをとっていただいて、担い手いるかどうか、今後規模を拡大したい方が沢山出てくるかとは思いますが、それをあえてここに載せるわけではないのですが、資料として皆さんの手元にあったほうが良いと思いますので、それはそれでアンケートをとっていただくということで。

皆さんにアンケート調査で離農したいだとか、手放したい、規模縮小したい、または規模拡大したいだとか、アンケートをとっていただいたのですけれども、これは、僕の記憶なので不確かなのですが、前の農業委員会にいた時に、担い手に売り払いたいという場合に、「誰に声をかけたらよいか、どこまで声を掛けたらよいか」という質問がありまして、では、規模拡大したいと手を挙げた人には、声を掛けないとダメだよ。手を挙げたいという人を調査しないとダメだよ。では、縮小したいという人と手を挙げたいという人をアンケート調査で一回、皆さんから集約しましょうと、そのリストでもって声を掛ける人を回ってもらいましょう、ということで最初アンケート調査をし始めたわけなんですよ。これは制度に基づいてやっていたものではないのですが、今

になってみれば、こういう調査にも役立つということで、皆さんにご苦勞をいただき、毎年行っていたこととなります。

議長 よろしいでしょうか。

渡部委員 はい。

議長 その他何かご質問ございませんか。

全員 なし。

議長 まだまだ分からないことが出てくるかとは思いますが、その度農政課のほうに聞いていただければと思います。

それでは異議なしと認め、地域計画に係る目標地図の策定を引き受けることとしますので、よろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員 なし。

議長 特に無いようですので、続いて、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連報告（事務局長）

2. 令和5年度全道農業者年金研究会（事務局）

・日時 1月22日（月） 13:30～

・場所 第二水産ビル 8階 大会議室（札幌市中央区）

・出席者 関尾会長、片桐代理、渡部委員、高橋委員、竹田委員
菊池委員、井上委員、笹島委員、事務局同席

3. 令和5年度市町村農業委員会活動強化研修会（事務局）

・日時 1月23日（火）

・場所 第二水産ビル 8階 ABC会議室（札幌市中央区）

・出席者 関尾会長、片桐代理、渡邊委員、猿渡委員、角丸委員
小野寺委員、垣野委員、事務局同席

4. 農業委員会だより（令和6年新春号）の配布（事務局）

・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布

・配布期限 1月19日（金）

・その他 「5. アンケート調査の実施」と併せて配布

5. アンケート調査の実施（事務局）

・アンケート (1) 農地流動化、地域計画に関する調査

(2) 有害鳥獣による農作物被害の調査

(3) 地産地消推進に関する調査

・実施方法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収

・提出期限 2月中旬

・その他 農業委員会だよりの配布と併せて実施

6. 活動記録簿の提出（事務局）

・農業委員として行った活動を記入し、12月分を事務局に提出してください。

- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

7. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は令和6年1月25日、月曜日の午後1時半からです。よろしく
お願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員